

昭 和 46 年 10 月

当面の税制改正に関する答申

税 制 調 査 会

目 次

ま え が き

当面の税制改正に関する答申

1 所得控除の引上げ	1
2 税率の緩和	1

参 考 資 料

1 改正案による所得税の課税最低限	3
2 改正案による所得税負担軽減状況	4
3 改正案による所得税の課税最低限(給与所得者)	6
4 昭和46年度改正を通ずる所得税負担軽減状況(給与所得者)	8

ま え が き

税制調査会は、昭和46年10月7日付で新しい委員の任命を行なつて再発足し、同日の第1回総会で、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問を受けた。

ところで、現下の経済情勢をみると、積極的な景気振興策の早急な実施が必要とされ、税制面においても財政政策の一環として、この観点からの改正が要請されるに至つた。こうした情勢にかんがみ、税制調査会は、とりあえず当面の税制改正の問題をとりあげることとし、10月8日に総会を開き、さらに10月9日、11日に臨時小委員会を開いて、この問題の検討を行なつた。その審議の結果は10月11日の第3回総会において「当面の税制改正に関する答申」としてとりまとめられ、即日、内閣総理大臣に提出された。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

当面の税制改正に関する答申

昭和 46 年 10 月 11 日

内閣総理大臣 佐 藤 榮 作 殿

税制調査会会長 東 畑 精 一

最近の諸情勢にかんがみ、当面実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見を取りまとめました。

当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員は次のとおりである。

○荒垣秀雄	○江上フジ
岡村雅夫	河合良一
○木下和夫	○黒川洸
○河野一之	○小林與三次
小山五郎	斉藤誠
重枝琢巳	瀬川美能留
○高橋長太郎	○高橋衛
竹内義治	武田亨
○館龍一郎	○東畑精一
富沢輝雄	○友末洋治
西沢権一郎	長谷川周重
林慶之助	檜山廣
○福良俊之	堀越禎三
松尾金蔵	○松岡義彦
安恒良一	○山本進

(○印を付した委員は、臨時小委員会に所属した委員である。)

最近の経済情勢をみると、去る8月におけるアメリカの新経済政策の実施やわが国の為替変動幅の制限の暫定的停止措置などにより、ようやく立直りを示しはじめていた景気は再び沈滞の様相を深めることとなつている。このような事態に対処して財政政策としては、積極的な景気振興策を早急に実施することが必要であると考えられるが、その際、税制としてもそれらの施策の一環としての役割を果たすべきものと思われる。

当調査会は、先般、内閣総理大臣から「社会経済の進展に即応する税制のあり方」について諮問を受けて発足したところであるが、上述のような情勢にかんがみ、当面の租税政策のあり方についてとり急ぎ検討した結果、早急な景気浮揚をはかるために、相当規模の所得税減税を早期に実施することが最も効果的であると認め、昭和46年度当初における改正に追加して、本年内に重ねて減税を行なうことが適切な措置であると考えた。その際、減税の規模としては、当面の歳出、歳入の状況や国債の発行規模等から考えて、本年度当初におけると同じ規模の1,650億円程度の減税を実施することが適当である。また、減税の型態としては、今回の措置が当面の景気浮揚対策として応急的なものであるとしても、所得税負担に変更を加える措置であるかぎり、昭和47年度以降の所得税制のあり方をも総合的に勘案しつつ検討する必要があると考えられ、こうした観点から、各種所得控除の引上げとともに税率の緩和についてもひとしく配慮することとし、具体的には次のような改正が適当であると認めた。

1 所得控除の引上げ

	45 年 分	46 年 分	
		現 行	改 正 案
基 礎 控 除 (平 年 分)	177,500円 (18万円)	187,500円 (19万円)	195,000円 (20万円)
配 偶 者 控 除 (平 年 分)	177,500 (18万円)	187,500 (19万円)	195,000 (20万円)
扶 養 控 除 (平 年 分)	115,000 (12万円)	127,500 (13万円)	135,000 (14万円)

2 税 率 の 緩 和

税率を次のように改め、昭和46年分については、おおむねその4分の3とする。

	現 行	改 正 案
10 %	30 万円以下の金額	40 万円以下の金額
12 %	60 %	80 %
14 %	90 %	120 %
16 %	120 %	160 %
18 %	150 %	200 %
21 %	200 %	260 %
24 %	250 %	320 %

	現	行	改	正	案
27 %	300 万円以下の金額		380 万円以下の金額		
30 〃	350	〃	440	〃	
34 〃	400	〃	500	〃	
38 〃	500	〃	600	〃	
42 〃	600	〃	700	〃	
46 〃	800	〃	900	〃	
50 〃	1,000	〃	1,200	〃	
55 〃	2,000	〃	} 現行どおり		
60 〃	4,000	〃			
65 〃	6,000	〃			
70 〃	8,000	〃			
75 〃	8,000 万円超の金額				

参 考 资 料

1 改正案による所得税の課税最低限

区 分		家族の構成				
現 行	昭 和 46 年 分	独 身 者 円	夫 婦 者 円	夫婦子1人 円	夫婦子2人 円	夫婦子3人 円
	平 年 分	382,042	631,593	794,943	963,727	1,131,342
改 正 案	昭 和 46 年 分	393,416	646,281	812,814	984,908	1,153,846
	平 年 分	392,078	651,622	824,728	1,003,441	1,175,181
	昭 和 46 年 分	405,928	672,987	852,528	1,037,860	1,212,298
	平 年 分					

(備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。

2 従来と同様に給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算した。

2 改正案による所得税負担軽減状況

家族の構成		給与の収入金額		50 万 円	100 万 円	150 万 円
区 分						
独 身 者		現 行	昭和46年分 (A)	(1.77) 8,895 ^円	(5.03) 50,388 ^円	(7.06) 105,949 ^円
			平 年 分 (B)	(1.60) 8,045	(4.93) 49,368	(6.97) 104,654
		改 正 案	昭和46年分 (C)	(1.62) 8,145	(4.79) 47,988	(6.69) 100,399
			平 年 分 (D)	(1.40) 7,045	(4.61) 46,168	(6.48) 97,254
		軽 減 額	昭和46年分 (E)=(A)-(C)	750	2,400	5,550
			平 年 分 (F)=(B)-(D)	1,000	3,200	7,400
		軽 割 減 合 (%)	昭和46年分 (E)/(A)	8.4	4.8	5.2
			平 年 分 (F)/(B)	12.4	6.5	7.1
夫 婦 配 偶 者		現 行	昭和46年分 (A)	—	(2.82) 28,240	(5.31) 79,699
			平 年 分 (B)	—	(2.71) 27,140	(5.20) 78,054
		改 正 案	昭和46年分 (C)	—	(2.67) 26,740	(4.99) 74,856
			平 年 分 (D)	—	(2.51) 25,140	(4.79) 71,932
		軽 減 額	昭和46年分 (E)=(A)-(C)	—	1,500	4,843
			平 年 分 (F)=(B)-(D)	—	2,000	6,122
		軽 割 減 合 (%)	昭和46年分 (E)/(A)	—	5.3	6.1
			平 年 分 (F)/(B)	—	7.4	7.8
夫 婦 子 一 人	配 偶 者 扶 養 親 1人	現 行	昭和46年分 (A)	—	(1.54) 15,490	(4.16) 62,442
			平 年 分 (B)	—	(1.41) 14,140	(4.04) 60,732
		改 正 案	昭和46年分 (C)	—	(1.32) 13,240	(3.88) 58,242
			平 年 分 (D)	—	(1.11) 11,140	(3.67) 55,132
		軽 減 額	昭和46年分 (E)=(A)-(C)	—	2,250	4,200
			平 年 分 (F)=(B)-(D)	—	3,000	5,600
		軽 割 減 合 (%)	昭和46年分 (E)/(A)	—	14.5	6.7
			平 年 分 (F)/(B)	—	21.2	9.2
夫 婦 子 二 人	配 偶 者 扶 養 親 2人	現 行	昭和46年分 (A)	—	(0.27) 2,740	(3.14) 47,142
			平 年 分 (B)	—	(0.11) 1,140	(3.00) 45,132
		改 正 案	昭和46年分 (C)	—	—	(2.80) 42,042
			平 年 分 (D)	—	—	(2.57) 38,610
		軽 減 額	昭和46年分 (E)=(A)-(C)	—	2,740	5,100
			平 年 分 (F)=(B)-(D)	—	1,140	6,522
		軽 割 減 合 (%)	昭和46年分 (E)/(A)	—	100.0	10.8
			平 年 分 (F)/(B)	—	100.0	14.5

200 万 円		300 万 円		500 万 円		700 万 円		1,000 万 円	
(9.00)	180,057 ^円	(12.70)	381,006 ^円	(19.10)	955,170 ^円	(25.39)	1,777,400 ^円	(32.05)	3,205,000 ^円
(8.91)	178,392	(12.62)	378,696	(19.02)	951,370	(25.32)	1,772,800	(32.00)	3,200,000
(8.39)	167,814	(11.55)	346,552	(17.05)	852,980	(22.95)	1,606,975	(29.79)	2,979,750
(8.11)	162,304	(11.12)	333,634	(16.34)	817,450	(22.10)	1,547,400	(29.01)	2,901,000
	12,243		34,454		102,190		170,425		225,250
	16,088		45,062		133,920		225,400		299,000
	6.8		9.0		10.7		9.6		7.0
	9.0		11.9		14.1		12.7		9.3
(7.36)	147,384	(11.20)	336,006	(17.69)	884,560	(24.15)	1,691,150	(31.11)	3,111,250
(7.27)	145,504	(11.10)	333,096	(17.60)	880,310	(24.08)	1,685,800	(31.05)	3,105,000
(6.85)	137,016	(10.14)	304,237	(15.81)	790,890	(21.76)	1,523,625	(28.82)	2,882,625
(6.60)	132,016	(9.72)	291,634	(15.14)	757,450	(20.92)	1,464,600	(28.02)	2,802,200
	10,368		31,769		93,670		167,525		228,625
	13,488		41,462		122,860		221,200		302,800
	7.0		9.5		10.6		9.9		7.3
	9.3		12.4		14.0		13.1		9.8
(6.34)	126,984	(10.22)	306,605	(16.82)	841,210	(23.39)	1,637,500	(30.47)	3,047,500
(6.23)	124,704	(10.11)	303,534	(16.72)	836,110	(23.30)	1,631,200	(30.40)	3,040,000
(5.87)	117,441	(9.22)	276,817	(14.98)	749,040	(21.01)	1,470,975	(28.19)	2,819,175
(5.62)	112,416	(8.82)	264,772	(14.30)	715,450	(20.16)	1,411,400	(27.37)	2,737,800
	9,543		29,788		92,170		166,525		228,325
	12,288		38,762		120,660		219,800		302,200
	7.5		9.7		11.0		10.2		7.5
	9.9		12.8		14.4		13.5		9.9
(5.33)	106,761	(9.32)	279,830	(15.95)	797,860	(22.62)	1,583,950	(29.83)	2,983,750
(5.22)	104,416	(9.20)	276,234	(15.83)	791,910	(22.52)	1,576,600	(29.75)	2,975,000
(4.90)	98,061	(8.38)	251,572	(14.19)	709,513	(20.26)	1,418,325	(27.55)	2,755,725
(4.64)	92,816	(7.98)	239,572	(13.54)	677,305	(19.40)	1,358,200	(26.73)	2,673,400
	8,700		28,258		88,347		165,625		228,025
	11,600		36,662		114,605		218,400		301,600
	8.1		10.1		11.1		10.5		7.6
	11.1		13.3		14.5		13.9		10.1

区 分		給与の収入金額		50 万 円	100 万 円	150 万 円
家 族 の 構 成						
夫 婦 子 三 人	配 偶 者 扶 養 親 族 3 人	現 行	昭和46年分 (A)	—	—	円 (2.12) 31,842
			平 年 分 (B)	—	—	(1.97) 29,610
		改 正 案	昭和46年分 (C)	—	—	(1.85) 27,785
			平 年 分 (D)	—	—	(1.64) 24,610
		軽 減 額	昭和46年分 (E)=(A)-(C)	—	—	4,057
			平 年 分 (F)=(B)-(D)	—	—	5,000
		軽 割 減 合 (%)	昭和46年分 (E)/(A)	—	—	12.7
			平 年 分 (F)/(B)	—	—	16.9

- (備考) 1 この表は、給与所得者について作成したものである。
- 2 給与の収入金額に応じて一定の社会保険料が控除されているものとして計算してある。
- 3 ()内は、収入金額100円当たりの税額である。

3 改正案による所得税の課税最低限(給与所得者)

区 分		独 身 者	夫 婦 子 2 人
当 初 改 正 前 (平 年 分)		347,919 円	900,185 円
当 初 改 正 後	昭 和 46 年 分	382,042	963,727
	平 年 分	393,416	984,908
今 回 改 正 案	昭 和 46 年 分	392,078	1,003,441
	平 年 分	405,928	1,037,860

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
(4.44) 88,911	(8.43) 253,055	(15.09) 754,510	(21.86) 1,530,400	(29.20) 2,920,000
(4.31) 86,216	(8.29) 248,934	(14.95) 747,710	(21.74) 1,522,000	(29.10) 2,910,000
(4.01) 80,268	(7.54) 226,327	(13.41) 670,768	(19.50) 1,365,675	(26.92) 2,692,275
(3.76) 75,328	(7.14) 214,372	(12.79) 639,505	(18.64) 1,305,000	(26.09) 2,609,000
8,643	26,728	83,742	164,725	227,725
10,888	34,562	108,205	217,000	301,000
9.7	10.6	11.1	10.8	7.8
12.6	13.9	14.5	14.3	10.3

4 昭和46年度改正を通ずる所得税負担軽減状況(給与所得者)

昭和46年分

区 分			収入金額	50万円	100万円	150万円
独 身 者	昭和45平年分負担額 (A)			円 11,445	円 53,448	円 110,096
	負担額	当初改正後		8,895	50,388	105,949
		今回改正案		8,145	47,988	100,399
	軽減額	当初(A) - 改正(B) = 正後(D)		2,550	3,060	4,147
		今回(A) - 改正(C) = 正案(E)		3,300	5,460	9,697
	軽減割合	当初(D) / 改正(A)		22.3%	5.7%	3.8%
		今回(E) / 正案(A)		28.8	10.2	8.8
夫 婦 子 二 人	昭和45平年分負担額 (A)			円 —	円 7,540	円 53,172
	負担額	当初改正後		—	2,740	47,142
		今回改正案		—	—	42,042
	軽減額	当初(A) - 改正(B) = 正後(D)		—	4,800	6,030
		今回(A) - 改正(C) = 正案(E)		—	7,540	11,130
	軽減割合	当初(D) / 改正(A)		—	63.7%	11.3%
		今回(E) / 正案(A)		—	100.0	20.9

200 万 円	300 万 円	500 万 円	700 万 円	1,000 万 円
185,052 ^円	387,936 ^円	966,570 ^円	1,791,200 ^円	3,220,000 ^円
180,057	381,006	955,170	1,777,400	3,205,000
167,814	346,552	852,980	1,606,975	2,979,750
4,995	6,930	11,400	13,800	15,000
17,238	41,384	113,590	184,225	240,250
2.7 [%]	1.8 [%]	1.2 [%]	0.8 [%]	0.5 [%]
9.3	10.7	11.8	10.3	7.5
114,624 ^円	290,619 ^円	815,710 ^円	1,606,000 ^円	3,010,000 ^円
106,761	279,830	797,860	1,583,950	2,983,750
98,061	251,572	709,513	1,418,325	2,755,725
7,863	10,789	17,850	22,050	26,250
16,563	39,047	106,197	187,675	254,275
6.9 [%]	3.7 [%]	2.2 [%]	1.4 [%]	0.9 [%]
14.4	13.4	13.0	11.7	8.4

